

5分で読める

ちょっと役に立つ

- ① 労災の遺族年金と遺族厚生年金、遺族基礎年金の二重受給について
- ② 個人事業と法人事業の労働者の遺族年金受給額の比較について

平成24年 8 月

覚えて おこう

公的遺族年金の二重受給と 個人と法人労働者の遺族年金比較

個人事業に勤めている労働者は労災保険と国民年金に加入しています。

この方は工作中的の災害で死亡した場合に労災保険から遺族補償年金を受給できます。国民年金からは妻と18歳未満の子供がいれば遺族基礎年金を受給できます。

一方、法人事業に勤めている労働者は労災保険と厚生年金に加入しています。

この方は工作中的の災害で死亡した場合に労災保険から遺族補償年金を受給できます。国民年金からは妻と18歳未満の子供がいれば遺族基礎年金を受給できます。厚生年金からは遺族厚生年金を受給できます。

つまり2つの公的遺族年金を受給できます。

これは労災保険と国民年金、厚生年金保険から二重に受給することになります。そこで、労災年金を減額して受給額の調整をしています。

今回は業務中の仕事をもとに

- 労災の遺族補償年金の減額事例を紹介します。**
- 個人事業と法人事業の労働者の遺族年金受給額の比較を紹介します。**

●**労災年金と遺族基礎年金、遺族厚生年金の二重受給パターン**

労災年金			遺族基礎年金と遺族厚生年金		
①	遺族補償年金×0.80	+	遺族基礎年金	+	遺族厚生年金
②	遺族補償年金×0.88	+	遺族基礎年金		

遺族補償年金の「×数字」は、減額率です

労災の遺族補償年金と国民年金の遺族基礎年金、厚生年金の遺族厚生年金の二重年金受給パターンは2頁のとおりです。

①は、

法人事業の労働者の遺族年金の受給パターンです。

②は、

個人事業の労働者の遺族年金の受給パターンです。

ただし、両パターンとも、遺族は妻と18歳未満の子供がいる場合です。

次ページからの事例で、

労災保険の減額と個人事業と法人事業の労働者の遺族年金の受給額の比較を紹介します。



事例 1

■職業と家族構成など

- ・ 職業：電気設備業に勤務(法人事業の労働者)
- ・ 遺族構成：妻(40歳)、18歳未満の子供2人
- ・ 保険関係：労災保険被保険者、厚生年金被保険者
- ・ 給料：月額418,600円。賞与年額730,000円

■事故内容

- ・ 健康ランドの大広間天井裏で配線中に感電(厚生労働省：職場のあんぜんサイトより)

■遺族厚生年金額

- ・ 遺族厚生年金：年額631,600円
(平均標準報酬月額400,000円での概算遺族厚生年金額)

●労災保険の遺族補償年金の内容

遺族補償年金は下記の表で計算します。

- ・ 遺族数(上記事例の遺族数は妻と子供2人で3人)
- ・ 給付基礎日額(5頁に説明)に日数を掛けた金額で年金額が決まります。
- ・ それ以外に、遺族特別支給金(一時金)と遺族特別年金を受給できます。

遺族数	遺族補償年金	遺族特別支給金 (一時金)	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分(ただし、その遺族が55歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分)	300万円	算定基礎日額の153日分(ただし、その遺族が55歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は算定基礎日額の175日分)
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分		算定基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分		算定基礎日額の245日分

●給付基礎日額とは？

死亡事故が発生した日の前3か月間の賃金の総額を、その期間の総日数(休日などを含めた暦日数)で割った金額です。年2回支払われるボーナスは賃金に算入されません。

上記の例の給付基礎日額は

給料月額418,600円×3ヵ月÷91日(3ヵ月間の総暦日数)=13,800円

●遺族基礎年金の受給要件と受給額は？

18歳未満の子供がいる妻が受給できます。

年金受給額以下の計算式です。

・遺族基礎年金=786,500円+子の加算

子の加算：第1子・2子各226,300円 第3子以降各75,400円

上記の例は18歳未満の子供が2人です。

786,500円+226,300円×2人=1,239,100円(平成24年度)

●法人事業の労働者の遺族年金の合計額は？

遺族補償年金の減額調整率と遺族基礎年金、遺族厚生年金の総合計額は以下のとおりです。

労災年金			遺族基礎年金と遺族厚生年金		
①	遺族補償年金×0.80	+	遺族基礎年金	+	遺族厚生年金

遺族補償年金
給付基礎日額=418,600×3ヵ月÷91日=13,800円 遺族補償年金=13,800円×223日分=3,077,400円 遺族補償年金調整減額=3,077,400円× 0.80 = 2,461,920円
+
遺族基礎年金
遺族基礎年金=786,500円+226,300円×2人= 1,239,100円
+
遺族厚生年金
631,600円
合計(①)
4,332,620円

前頁の合計(①)以外に4頁の遺族特別年金と遺族特別支給金を受給できます。

●遺族特別年金と遺族特別支給金の減額調整はありません。

遺族特別年金は算定基礎日額(下記に説明)×遺族数別日数

遺族特別年金を算出する算定基礎日額とは：死亡事故が発生した日の以前1年間のボーナス総額を算定基礎年額として365日で割った金額です。ただし、ボーナス総額が給付基礎年額(給付基礎日額の365倍に相当する額)の20%を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、算定基礎年額は150万円が限度です。

●算定基礎日額	
算定基礎年額	730,000円
算定基礎日額	$730,000円 \div 365日 = 2,000円$
給付基礎日額	13,800円
給付基礎年額	$13,800円 \times 365日 = 5,037,000円$
給付基礎年額の20%は	$5,037,000円 \times 20\% = 1,007,400円$
算定基礎年額 730,000円 < 給付基礎年額の20% 1,007,400円 従って、算定基礎日額 = $730,000円 \div 365日 = 2,000円$	

以下の表が遺族特別年金の計算額です。4頁の遺族補償年金＋遺族基礎年金＋遺族厚生年金＋遺族特別年金の総合計額です。

遺族特別年金(②)
算定基礎日額 = $730,000円 \div 365日 = 2,000円$ 遺族特別年金 = $2,000円 \times 223日分 = 446,000円$
総合計(①+②)
4,778,620円(月額398,218円)

●初年度のみ遺族特別支給金を受給

遺族特別支給金3,000,000円を初年度のみ受給できます。

事例 2

■職業と家族構成など

- ・ 職業：建設業に勤務(個人事業の従業員)
- ・ 遺族構成：妻(40歳)、18歳未満の子供2人
- ・ 保険関係：労災保険被保険者、国民年金被保険者
- ・ 給料：月額418,600円。賞与年額730,000円

■事故内容

- ・ 斜面を登っていたトラクター・ショベルが転落し死亡(厚生労働省：職場のあんぜんサイトより)

■遺族基礎年金額

- ・ 遺族基礎年金：年額1,239,100円

●労災保険の遺族補償給付の内容

労災保険被保険者ですから遺族補償年金を受給できます(給付内容は4頁参照)。

●個人事業の労働者の遺族年金の合計額は？

遺族補償年金の減額調整率と遺族基礎年金の総合計額は以下のとおりです。

労災年金			遺族基礎年金と遺族厚生年金	
②	遺族補償年金 × 0.88	+	遺族基礎年金	

遺族補償年金
給付基礎日額 = 418,600 × 3ヵ月 ÷ 91日 = 13,800円 遺族補償年金 = 13,800円 × 223日分 = 3,077,400円 遺族補償年金調整減額 = 3,077,400円 × 0.88 = 2,708,112円
+
遺族基礎年金
遺族基礎年金 = 786,500円 + 226,300円 × 2人 = 1,239,100円
合計(①)
3,947,212円

前頁の合計(①)以外に4頁の遺族特別年金と遺族特別支給金を受給できます。

●遺族特別年金と遺族特別支給金の減額調整はありません。

遺族特別年金(②)
算定基礎日額=730,000円÷365日=2,000円 遺族特別年金=2,000円×223日分= 446,000円
総合計(①+②)
4,393,212円(月額366,101円)

●法人事業と個人事業の労働者の遺族年金を比べると

法人事業 労働者	総合計(①+②)
	4,778,620円(月額398,218円)
個人事業 労働者	総合計(①+②)
	4,393,212円(月額366,101円)
差額	
385,408円(月額あたり減少額は32,117円)	

個人事業に勤める労働者は遺族厚生年金がありませんからその部分をカバーする何らかの補償対策を立てましょう。